平成２９年（フ）第２６５号
仙台市太白区富田字上野東17番地の11、従前の住所宮城県柴田郡柴田町船岡新栄３丁目17番地11
債務者　島貫　留伊
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
仙台市若林区若林５丁目１番30号　ロフティー若林Ａ205
債務者　松本　泰明
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
宮城県塩竈市大日向町18番20号
債務者　千葉　浩一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
茨城県石岡市貝地２丁目６番23号　ナウヴィレッジ石岡Ｂ－102
債務者　角田　美穂
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
茨城県土浦市下高津４丁目２番16号　ラフォーレ２たかつのおか101号、前住所茨城県土浦市川口２丁目９番26－208号　ミレニオ土浦
債務者　城所　正昭
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
千葉県館山市宮城78番地の３
債務者　西村　孝信
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第６６５号
京都市左京区大原小出石町28番地、前住所京都市左京区上高野畑ケ田町23番地　プリメロエストゥディオ　210
債務者　山田　浩美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市御立中３丁目２番19号
債務者　山本　真寿
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２５６号
兵庫県姫路市網干区和久442番地１　ディーズコート505
債務者　迫部　恭子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３５号
鳥取県境港市誠道町217番地　市営夕顔団地４Ｂ棟32号
債務者　石田　敬介
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３２７号
広島市西区南観音６丁目14番24－104号
債務者　平岡　達也
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４９号
広島市安芸区畑賀３丁目９番７号
債務者　平野　翔子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７８号
広島市南区西霞町24番32号
債務者　重森真由美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９７号
広島市安佐北区可部６丁目１番46－502号　グランドレジデンスＫ
債務者　大野　　馨
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２５号
広島市安佐南区伴東７丁目28番37－11－３号
債務者　東　　晴雄
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
愛媛県松山市福音寺町728番地　アメニティ25　402号
債務者　松本　正子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６０号
福岡市早良区南庄１丁目７番５－203号
債務者　塚本　淑子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部